

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「本協議会」という。）の定款第19条第1項の規程に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本協議会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協議会は、役員等の職務執行の対価は無報酬とする。

附則

この規程は、公益法人登記日の平成24年3月1日から施行する。

